⑸　第５号該当性について

被請求団体には、前記⑴ないし⑷のとおり、法第５条第１項第１号ないし第４号に該当する事由があるほか、下記のとおり、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があるので、法第５条第１項第５号に該当する事由がある。

すなわち、被請求団体については、①両サリン事件の首謀者である松本が被請求団体の活動に絶対的ともいえる影響力を有し、構成員が松本を絶対的帰依の対象としていること、②両サリン事件当時、松本を頂点とした上命下服の独自の閉鎖社会を構築していたことを基礎として組織的かつ秘密裏に両サリン事件が計画、敢行されたところ、現在においても従前と同質の組織構造を継続して有しているほか、出家構成員を被請求団体管理下の施設に集団居住させて、一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持していること、③幹部構成員らは、現在においても、両サリン事件を正当化する発言をしていること、④政治上の主義を推進するための武装化の過程でいわゆる「サリン量産プラント建設事件」や「武器等製造法違反事件」を敢行して服役した構成員を含め、両サリン事件が行われた当時に構成員であった者を現在においても多数構成員として擁していること、⑤武装化の過程で炭疽菌の散布等で重要な役割を果たした上祐が、現在も被請求団体の役員として活動していること、⑥松本明香里は、両サリン事件当時、松本に次ぐ「正大師」の位階に就き、オウム真理教の幹部構成員としてその運営の意思決定等に主体的に関与し、平成７年５月の松本の逮捕以降は、オウム真理教の代表代行として活動するなどしていたほか、オウム真理教への敵対行為を働いたことへの制裁として、その元構成員を殺害した事件の共犯者であるところ、現在においても、依然として被請求団体との関係が切れているとは認められないこと、⑦第四回の期間更新決定後、被請求団体が、巧妙な手段による様々な勧誘活動を組織的に展開することにより構成員の総数を増加させるとともに、現金等の資産を大幅に増加させていることが認められること、⑧小中学生などの若年者に対し、松本の説法に関する子供向けの教材を使用して教学させたり、立位礼拝などの修行を行わせたりして、松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っていることが認められることなど、被請求団体については、現在も、法第５条第１項第１号ないし第４号に掲げる事項以外にも、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があると認められる。

３　引き続き被請求団体の活動状況を継続して明らかにする必要性の有無

被請求団体については、下記のとおり、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要性が認められるので、法第５条第４項に該当する。

すなわち、被請求団体は、第四回の期間更新決定後も、前記２⑸（第５号該当性について）のとおり、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築しているほか、本件観察処分に基づく公安調査官の立入検査の際にも、公安調査官が来訪を告げてから十数分以上経ってようやく出入口の開扉に応じたり、公安調査官の質問に対して「答える義務はありません。」などと述べたり、あるいは無視したりするなどといった円滑な検査の遂行を妨げかねない非協力的な姿勢を組織ぐるみでとり、さらには検査対象となるパソコンの電源を切ったり、団体施設において作成した検査対象となる会計帳簿のデータを、当該施設外に移動して意図的に消去し、立入検査時における検査を不可能にするなど、公安調査官の検査に対し極めて不誠実な対応をとったことなどが認められ、これらによると、被請求団体においては、その活動実態を積極的につまびらかにしようとしていないことも明らかであって、その体質は依然として閉鎖的で透明性に欠けるというほかない。

また、被請求団体については、公安調査庁長官宛ての報告書において、構成員や団体の管理下にある施設あるいは資産の一部を殊更報告書に記載していないなど不正確な報告を繰り返したり、団体の活動に関する不動産の購入や海外への構成員の派遣に関する事項等については当然「当該団体の活動に関する意思決定の内容」（法第５条第３項第５号、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令第３条第１号、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則第６条）として法令で定められた事項を報告すべきところ、これらにつき報告をしていないなど、報告義務の懈怠も繰り返しているほか、対外的には、閉鎖的体質を改め、社会との融和を目指す旨主張したり、両サリン事件を反省する旨主張しているものの、実際には、幹部構成員らが、両サリン事件を正当化する発言をしたり、新たな構成員の勧誘活動において、両サリン事件は被請求団体によるものではなく「えん罪」であるとして勧誘したりしていること、実際には被請求団体の活動拠点として用いる意図を有していながら、その意図を秘して活動拠点として用いるための不動産を取得していることなどからすると、被請求団体は、依然として欺まん的な組織体質を有すると認められる。

被請求団体には、上記のとおり、閉鎖的・欺まん的な組織体質が認められ、その活動状況を把握することが困難な実情にある上、その閉鎖的・欺まん的な組織体質に起因して、依然として全国各地で地域住民が被請求団体に対する恐怖感、不安感を抱き、その結果、国に対して本件観察処分の期間の更新を要請するなどしていること、また、これら地域住民の恐怖感、不安感を受け、地方公共団体において、法第５条第１項の観察処分を受けた団体に対する調査、命令等を行う権限等を定める条例を制定するなど独自の取組が行われていることが認められるので、これらの事情等に鑑みれば、引き続き被請求団体の活動状況を継続して明らかにする必要性があることは明らかである。

４　証拠

以上の認定は、別添１－２「証拠書類一覧表（公安調査庁）」記載の証拠書類等に基づき行った。

第５　法第５条第５項において準用する同条第３項第６号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」について

１　「被請求団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階」について

被請求団体においては、その構成員が、一般社会との関係を断絶して活動する「出家信徒」及びその他の「在家信徒」に区分され、このうち、「出家信徒」については位階制度が設けられていることから、その位階と被請求団体内部における地位・役割との対応関係を把握し、その活動状況を継続して明らかにするため、上記事項を報告させることを特に必要と認める。

２　「被請求団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名」について

被請求団体は、インターネット上のホームページを利用して団体の活動を広報するとともに、構成員に対する指示・連絡を行っていることが認められるから、同ホームページが被請求団体の意思に基づいて掲載されているか否かを把握し、その活動状況を継続して明らかにするため、上記事項を報告させることを特に必要と認める。

３　「被請求団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下、この項において同じ。）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に被請求団体が経営しているものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）」について

被請求団体がかつて無差別大量殺人行為に及んだことに加え、現在もその属性として無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素を保持していることに鑑みれば、被請求団体は、収益事業によって得た多額の収益を原資として危険物等を購入するおそれがあるところ、資産及び負債や団体の活動等に関する報告だけでは、無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素の存否・程度を把握することは困難であり、収益事業の実態を把握し、その活動状況を継続して明らかにするため、上記事項を報告させることを特に必要と認める。